

厚生労働省における 賃金引き上げの支援策

事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省では、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、**労働市場全体の「賃上げ」を支援する**ため、令和7年度予算案において「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめています。

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、設備投資は対象となりません。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

7年度の拡充案

- 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編
⇒事業場内最低賃金別助成率区分が、「1,000円未満(4/5)」 「1,000円以上(3/4)」に拡充

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、賃上げ率によって決定(1人当たり定額)

7年度の拡充案

- 賃上げ率の新たな区分を設定(2区分→4区分)
- 助成額を、1人当たり最大7万円に拡充
- 昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

働き方改革推進支援助成金

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成します。

活用のポイント

労働時間削減等の取り組み + 設備投資等(賃上げ加算)

- 労働時間削減等の取り組み計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

7年度の拡充案

- 対象労働者の現行の賃金額を7%増加させた場合の助成強化
- 恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等**を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用のポイント

企業内の人材育成

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請。
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、実施した訓練内容、企業規模等によって決定

7年度の拡充案

- ・ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ(賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)(※)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**(諸手当等制度やメンター制度等)を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

※現在、新規計画の受付休止中。令和7年4月より「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」として再開予定。

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

- ・ 雇用管理制度の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は1申請あたり定額

7年度の拡充案

- ・ 対象制度の追加(賃金規定(*))、人事評価ほか)
 - ・ 作業負担を軽減する機器導入への支援
 - ・ 助成額は雇用管理制度・導入機器に応じて決定
 - ・ 労働者の賃上げ(5%以上)の場合、助成額の加算を導入
- * 中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ ハローワーク等を通じて、高齢者や障害者、就職氷河期世代等の就職困難者等を継続して雇用する事業主に助成(中小企業:60万円~240万円(大企業:50万円~100万円))
- ・ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者等を雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成
- ・ 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限8,635円/1人1日当たり(1事業主あたり1,000万円))

ご注意ください

令和7年度における各支援策の詳細は、令和7年度予算成立後、準備が整い次第、お知らせいたします。厚生労働省HPをご確認ください。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

